



目 次		
告 示		ページ
平成21年から平成23年までに県が委託する庁舎等の清掃業務の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等	(管 財 課)	1
大規模小売店舗に関する変更の届出(2件)	(経営支援課)	2
道路の区域変更	(道 路 課)	3
道路の供用開始	( " )	3
建築士法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格に関する規程	(建築指導課)	3
公 告		
開発行為に関する工事の完了(2件)	(都市計画課)	5
都市計画事業の施行	( " )	5

-----  
告 示  
-----

高知県告示第559号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定により、平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に県が委託する庁舎等の清掃業務の契約で地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第4条に規定する特定調達契約に該当するものに係る一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等について次のとおり定める。

平成20年9月5日

高知県知事 尾崎 正直

第1 競争入札に参加する者に必要な資格

競争入札に参加することができる者(以下「有資格者」という。)は、審査基準日(資格審査の申請の日の属する月の前月の初日とする。以下同じ。)の前日において3年以上の建築物又はその附属施設(以下「建築物等」という。)の清掃業務の営業実績を有する者で、1に定める資格審査事項により審査し、当該資格審査事項の審査基準に適合していると認めて競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定したものとす。ただ

し、審査基準日において、2の(1)から(7)までのいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格の審査を受けることができない。

1 資格審査事項及び当該資格審査事項の審査基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受託実績(審査基準日の直前2年間の各事業年度における建築物等の清掃業務の受託実績により算出した年間平均受託実績) 1億円以上
- (2) 流動比率(審査基準日の直前の決算について流動資産の額を流動負債の額で除して得た数値を百分比で表したもの) 100パーセント以上

2 次のいずれかに該当する者は、競争入札に参加する資格を有しない。

- (1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人若しくは未成年者又は破産者で復権を得ないもの
- (2) 営業に関し法令上必要な要件を備えていない者
- (3) 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- (4) 手形又は小切手の不渡り事故を起こし、銀行当座取引を停止されている者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である者若しくはその役員が暴力団員である者又は同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員に対して資金を供給し、若しくは便宜を付与する等暴力団と関係があると認められる者
- (6) 審査基準日の前日までに納期限の到来した都道府県税又は消費税及び地方消費税を滞納している者。ただし、資格審査の申請をするまでに完納した場合は、この限りでない。
- (7) 県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいる者にあつては個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしておらず、かつ、今後個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者、県内の市町村において個人住民税を特別徴収すべき従業員がいない者にあつては個人住民税を特別徴収すべき従業員が生じたときに個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をする旨の誓約をしない者

第2 資格審査の申請の方法等

- 1 競争入札に参加する資格の審査を受けようとする者は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書(以下「資格審査申請書」という。)を知事に提出しなければならない。
- 2 資格審査申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、特別な理由がある場合は、別の書類をもつ

てこれに代えることができる。

- (1) 登記事項証明書(個人にあつては、営業を行っていることを確認することができる書類及び市町村長が発行した身分証明書並びに申立書(知事が別に定める様式による。))
- (2) 営業経歴書(知事が別に定める様式による。)
- (3) 受託業務実績調査(知事が別に定める様式による。)
- (4) 納税証明書(審査基準日の前日までに納期限の到来した都道府県税並びに消費税及び地方消費税について滞納がないことが分かる証明書)
- (5) 財務諸表(法人にあつては貸借対照表、損益計算書及び利益処分(損失処理)に関する書類、個人にあつては貸借対照表及び損益計算書で、審査基準日の直前2事業年分のもの)
- (6) 印鑑証明書
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項の登録を受けている者にあつては、そのことを証する書面の写し
- (8) 個人住民税特別徴収実施申告(誓約)書(知事が別に定める様式による。)
- (9) 暴力団等との不関与についての申立書(知事が別に定める様式による。)
- (10) (1)から(9)までに掲げる書類のほか、知事が特に必要があると認める書類

3 資格審査の申請は、随時受け付ける。

第3 資格審査の結果の通知

資格審査の結果は、知事が別に定める様式による競争入札参加資格決定通知書により当該申請者に通知する。

第4 資格審査申請書及び添付書類の記載事項の変更届

資格審査申請書を提出した後に次に掲げる事項に変更があったときは、知事が別に定める様式による競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更届を直ちに知事に提出しなければならない。

- 1 商号又は名称
- 2 本社又は本店の所在地
- 3 営業所等の名称又は所在地
- 4 法人にあつては代表者の氏名、個人にあつてはその者の氏名

第5 資格の有効期間及びその更新手続

- 1 競争入札の参加資格の有効期間は、資格審査の結果、競争入札参加資格者登録名簿への登録を決定した日から平成23年12月31日までとする。
- 2 資格の有効期間の更新を希望する者は、平成23年9月中に、平成24年1月1日から平成26年12月31日までの間の資格審査の告示を予定しているため、当該告示に基づき申請書類

を提出すること。  
第6 資格の取消し

知事は、有資格者が次のいずれかに該当するときは、その資格を取り消すものとする。

- 1 審査基準日以後に第1の2の(1)から(5)までのいずれかに該当することとなったとき。
- 2 資格審査申請書又は添付書類中の重要な事項について、故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

第7 その他

平成20年8月高知県告示第536号(平成21年から平成23年までに県が委託する庁舎等の清掃等の業務の契約に係る指名競争入札の参加者の資格等)に係る資格審査の申請を受理された者のうち、第1の1に定める資格審査事項の審査基準に適合している者は、競争入札の参加資格を有する者として競争入札参加資格者登録名簿への登録を受けることができる。この場合において、その者の競争入札の参加資格の有効期間は、競争入札参加資格者登録名簿への登録がされた日から平成23年12月31日までとする。

高知県告示第560号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成20年9月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社A K I 代表取締役 松本 浩之
- (2) 届出者の住所  
安芸市久世町9番20号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
すまいるあき  
安芸市久世町9番20号
- (4) 変更した事項  
大規模小売店舗の設置者の代表者の氏名及び住所  
(変更前)株式会社A K I  
代表取締役 井上 隆雄  
兵庫県神戸市江戸町101番地 三共生興第一スカイビル212  
(変更後)株式会社A K I

代表取締役 松本 浩之  
安芸市久世町9番20号

- (5) 変更年月日  
平成20年4月1日
- (6) 変更理由  
代表者の辞任のため
- 2 届出年月日  
平成20年8月1日
- 3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
高知県商工労働部経営支援課  
安芸市商工水産課
- 4 意見書に記載すべき事項
  - (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
  - (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (4) 意見の内容

高知県告示第561号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

平成20年9月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 届出の概要

- (1) 届出者の名称  
株式会社A K I 代表取締役 松本 浩之
- (2) 届出者の住所  
安芸市久世町9番20号
- (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
すまいるあき  
安芸市久世町9番20号
- (4) 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名及び住所  
(変更前)

小売業者名	代表者名	住所
かもめ薬局	中村 信輔	高知市旭町三丁目57-1

サンシャインネオ	大坪 裕典	安芸市幸町3-3
T S U T A Y A	森田 優秀	高知市南御座95-5
マルオカ文具	丸岡 秀夫	安芸市本町二丁目11-15
シュシュ	土居 登美子	安芸市庄之芝町3-3
a u スタジオ	西内 信之輔	高知市薊野1-2-3
有光薬品	有光 建男	安芸市久世町9番20号
ヴィレッジバンガード	菊池 敬一	愛知県愛知郡長久手町長湫字上鴨田12-1

(変更後)

小売業者名	代表者名	住所
かもめ薬局	中村 信輔	高知市旭町三丁目57-1
サンシャインネオ	大坪 裕典	安芸市幸町3-3
T S U T A Y A	森田 優秀	高知市南御座95-5
谷川時計店	谷川 林代	安芸市本町二丁目10-2
シュシュ	土居 登美子	安芸市庄之芝町3-3
a u スタジオ	西内 信之輔	高知市薊野1-2-3
有光薬品	有光 建男	安芸市久世町9番20号
ヴィレッジバンガード	菊池 敬一	愛知県愛知郡長久手町長湫字上鴨田12-1

(5) 変更年月日

平成20年3月15日  
 (6) 変更理由  
 空き店舗の補充のため

2 届出年月日  
 平成20年8月8日

3 届出書及び添付書類の縦覧場所  
 高知県商工労働部経営支援課  
 安芸市商工水産課

4 意見書に記載すべき事項  
 (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
 (2) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革  
 (3) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地  
 (4) 意見の内容

高知県告示第562号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、  
 道路の区域を次のとおり変更する。  
 その関係図面は、平成20年9月5日から2週間高知県土木部道  
 路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成20年9月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土佐伊野
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡いの町大内字 大平山4280番1から 吾川郡いの町大内字 弥三土居301番まで	前	3.4	1,609
		12.9	
吾川郡いの町大内字 ムロヤシキ813番1 から 吾川郡いの町大内字 寺屋敷625番1まで	後 A	3.4	301
		6.3	
吾川郡いの町大内字 大平山4280番1から 吾川郡いの町大内字 弥三土居301番まで	B	4.3	1,620
		58.2	

高知県告示第563号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、  
 道路の供用を次のとおり開始する。  
 その関係図面は、平成20年9月5日から2週間高知県土木部道  
 路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。  
 平成20年9月5日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 伊野仁淀
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡越知町桐見川字ハエ ノサコ5301番1から 高岡郡越知町桐見川字シン バヤシ5349番1まで	175	平成20年9月5 日

高知県告示第564号

建築士法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び木造建  
 築士試験の受験資格に関する規程を次のように定める。  
 平成20年9月5日

高知県知事 尾崎 正直

建築士法第15条第3号の規定による二級建築士試験及び  
 木造建築士試験の受験資格に関する規程  
 建築士法(昭和25年法律第202号。以下「法」という。)第15  
 条第3号の規定による同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以  
 上の知識及び技能を有すると知事が認める者は、次の各号のいず  
 れかに該当する者とする。

- (1) 次の表のア欄に掲げる学校において、同表のイ欄に掲げ  
 る科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の  
 ウ欄に定める年数以上の建築実務(法第14条第1号に規定す  
 る建築実務をいう。以下同じ。)の経験を有する者

ア	イ	ウ
学校教育法(昭和22年 法律第26号)第83条の 大学又は同法第115条 の高等専門学校	平成20年6月国土交通省告示 第743号(以下「法第15条第 1号科目国土交通省告示」と いう。)の第1に規定する科 目(法第15条第1号科目国土 交通省告示の第1各号中「40 単位」とあるのは、「30単 位」と読み替えるものとす る。)	1年

	法第15条第1号科目国土交通 省告示の第1に規定する科目 (法第15条第1号科目国土交 通省告示の第1各号中「40単 位」とあるのは、「20単位」 と読み替えるものとする。)	2年
防衛省設置法(昭和29 年法律第164号)第15 条に規定する防衛大学 校、職業能力開発促進 法(昭和44年法律第64 号)第27条に規定する 職業能力開発総合大学 校、同法第15条の6第 1項第3号に規定する 職業能力開発大学校又 は同項第2号に規定す る職業能力開発短期大 学校	法第15条第1号科目国土交通 省告示の第1に規定する科目 (法第15条第1号科目国土交 通省告示の第1各号中「40単 位」とあるのは、「30単位」 と読み替えるものとする。)	-
	法第15条第1号科目国土交通 省告示の第1に規定する科目 (法第15条第1号科目国土交 通省告示の第1各号中「40単 位」とあるのは、「20単位」 と読み替えるものとする。)	1年
	法第15条第1号科目国土交通 省告示の第1に規定する科目 (法第15条第1号科目国土交 通省告示の第1各号中「40単 位」とあるのは、「20単位」 と読み替えるものとする。)	2年
学校教育法第50条の高 等学校又は同法第63条 の中等教育学校	平成20年6月国土交通省告示 第744号(以下「法第15条第 2号科目国土交通省告示」と いう。)の第1に規定する科 目(法第15条第2号科目国土 交通省告示の第1各号中「20 単位」とあるのは、「15単 位」と読み替えるものとす る。)	4年
備考	1 イ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法第 83条の大学(短期大学(同法第108条第2項の大学をい う。以下この表において同じ。))を除く。)にあつては 大学設置基準(昭和31年文部省令第28号)の規定の例に よるものとし、短期大学にあつては短期大学設置基準 (昭和50年文部省令第21号)の規定の例によるもの とし、同法第115条の高等専門学校にあつては高等専門 学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)の規定の例に よるものとし、防衛省設置法第15条に規定する防衛大学	

校、職業能力開発促進法第27条に規定する職業能力開発総合大学校又は同法第15条の6第1項第3号に規定する職業能力開発大学校にあっては大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、同項第2号に規定する職業能力開発短期大学校にあっては短期大学設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとし、学校教育法第50条の高等学校又は同法第63条の中等教育学校にあっては高等学校学習指導要領(平成11年3月文部省告示第58号)の規定の例によるものとする。

2 ウ欄の「-」は、建築実務の経験を有する必要があることを表すものとする。

(2) 次の表のア欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校において、修業年限が同表のイ欄に掲げる年数以上で、同表のウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の工欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法第50条の高等学校若しくは同法第63条の中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校	2年	法第15条第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目	-
		法第15条第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第15条第1号科目国土交通省告示の第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
		法第15条第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第15条第1号科目国土交通省告示第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。)	2年
	1年	法第15条第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目	3年
学校教育法第45条の中学校	2年	法第15条第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第15条第2号科目国土交通省告示の第1各号中「20単	4年

		位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	
1年	法第15条第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第15条第2号科目国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。)	5年	

備考

1 ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、学校教育法第124条に規定する専修学校にあっては専修学校設置基準(昭和51年文部省令第2号)の規定の例によるものとし、同法第134条第1項に規定する各種学校にあっては専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

2 工欄の「-」は、建築実務の経験を有する必要があることを表すものとする。

(3) 次の表のア欄に掲げる学校を卒業した後、更に職業能力開発促進法第15条の6第1項第1号に規定する職業能力開発校、同項第4号に規定する職業能力開発促進センター、同項第5号に規定する障害者職業能力開発校又は同法第24条第3項に規定する認定職業訓練において、修業年限が同表のイ欄に掲げる年数以上で、同表のウ欄に掲げる科目を修めて卒業した後、それぞれの区分に応じ、同表の工欄に定める年数以上の建築実務の経験を有する者

ア	イ	ウ	エ
学校教育法第50条の高等学校若しくは同法第63条の中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	法第15条第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第15条第1号科目国土交通省告示の第1各号中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。)	1年
	2年	法第15条第1号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第15条第1号科目国土交通省告示の第1各号中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。)	2年

	1年	法第15条第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目	3年
学校教育法第45条の中学校	3年	法第15条第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目	3年
	2年	法第15条第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第15条第2号科目国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。)	4年
	1年	法第15条第2号科目国土交通省告示の第1に規定する科目(法第15条第2号科目国土交通省告示の第1各号中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。)	5年

備考 ウ欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準じて行うものとする。

(4) この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に昭和63年3月高知県告示第130号(二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の定め)(次号において「旧告示」という。)の第1号から第9号まで(以下この号において「旧告示各号」という。)に掲げる課程を修めて卒業し、建築に関する実務の経験をこれらの課程に応じ、それぞれ旧告示各号に定める年数に満たない年数しか有しない者で、施行日以後に施行日前の建築に関する実務の経験年数と施行日以後の建築実務の経験年数とを併せて、これらの課程に応じ、それぞれ旧告示各号に定める年数以上有することとなるもの

(5) 施行日前から引き続き旧告示第1号から第5号まで又は第7号(以下この号において「旧告示第1号等」という。)に掲げる課程に在学する者で、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業した後、これらの課程に応じ、それぞれ旧告示第1号等に定める年数以上の建築実務の経験を有することとなるもの

(6) 建築士法施行規則(昭和25年建設省令第38号)第17条の18に規定する建築設備士

(7) 前各号に掲げる者のほか、知事が法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年11月28日から施行する。

(他の告示の廃止)

2 昭和63年3月高知県告示第130号(二級建築士試験及び木造建築士試験の受験資格の定め)は、廃止する。

-----  
公 告  
-----

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年9月5日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成20年8月6日 20高都計第249号	南国市片山字寺山 478番1	南国市片山496番地 西山 大輔

~~~~~  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。

平成20年9月5日

高知県知事 尾崎 正直

| 許可番号                     | 開発区域に含まれる地域の名称       | 開発許可を受けた者の住所及び氏名                             |
|--------------------------|----------------------|----------------------------------------------|
| 平成20年8月15日<br>20高都計第292号 | 南国市上末松字田中<br>212番1ほか | 南国市日吉町二丁目1番12号<br>高知精工メッキ株式会社 代表取締役<br>岩崎 秀雄 |

~~~~~  
都市計画事業を次のとおり施行するので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第66条の規定により公告する。

平成20年9月5日

高知県知事 尾崎 正直

1 都市計画事業の種類及び名称

高知広域都市計画道路事業(3・4・16号はりまや町一宮線)

2 施行者の名称

高知県

3 事務所の所在地

高知市稲荷町11-26 高知県高知土木事務所

4 事業地の所在

(1) 収用の部分

高知市一宮中町一丁目、一宮中町三丁目及び一宮西町三丁目地内

(2) 使用の部分

なし